

それってパクリですか？

【物語編】

大学のラウンジ。3人がスマホを触っている。

葵が困惑しながらスマホを見つめる。

葵「ねえ、市のポスターのイラストがパクリだって。」

直哉「え、どんなの？」

直哉に画面を見せる葵

葵「ほら、これ。」

つぶやいたーで「このポスターのイラストはパクリ！」と画像つきで投稿されている。

直哉「すごい『いいね』されてるね。拡散もすごい数。」

葵「イラストレーターのでんてんにゃんこさんのイラストのパクリだって。」

スマホででんてんにゃんこさんについて調べる香澄

香澄「でんてんにゃんこさんって、どんな絵だっけ。」

3人で、香澄のスマホ画面を覗き込む。

葵「たしかにこの猫のタッチとか似てるー。パステルカラーを使った色合いとかも。」

直哉「ほんとだ。これ、パクリだね。俺も拡散しようかな・・・」

香澄が不思議そうに。

香澄「これって元になる絵はないってことなんだね。『著作権侵害』かという、そうでもくない？画風がすごく似てるわけだけど、画風は著作権ないって聞いたことあるよ。」

葵と直哉が香澄に向かって。

葵と直哉「え～？どうしたこと～？」

【解説編】

大学のラウンジ。

天の声・男性「葵さん、直哉くん、なんだか納得いかないようですね。」

葵「イラストって著作物ですよ、なのに香澄が著作権ないって言って混乱してます。」

直哉「だって似てたよね・・・著作権侵害じゃないんですか」

天の声・女性「では私が、そもそも著作物とはなにかを説明しましょう。
著作物の定義については、2条1項1号で次のように説明されています。
思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
つまり『表現したもの』でないといけないので、アイデアは著作物ではないとされています。
画風はアイデアと考えられるため、画風が似ているというだけでは著作権侵害にはなりません。」

葵「そうなんだぁ」

香澄「そう言えば、料理のレシピとかも著作物じゃないって聞いたことがあります。」

天の声・女性「もちろん元となる絵があって、トレースしたように似ている場合には著作権侵害となる可能性はあります。
レシピの場合も料理の手順そのものはアイデアですが、それを文章で表現している場合には著作物性が認められる場合がありますので、気をつけないといけません。」

直哉「思想や感情を創作的に表現してるかもしれないってことですね。」

天の声・男性「そうですね。『思想や感情を創作的に』というところが難しい点ではありますが、事実をありのまま書いているものや、単なるデータ、ありふれた表現なども著作物とは認められない場合が多いです。
事実をありのままというのは、例えば有名人が亡くなった時に、『何年何月何日に何歳でガンで死亡』のような記事は著作物ではないと考えられます。
この場合も、それに加えてその有名人の人生を詳しくまとめたような記事は著作物になると考えられます。
データについては、例えばみなさんの大学の学生の身長データを苦勞して全員分集めたとしても、誰が集めても同じデータになるわけですから、著作物にはなりません。
ありふれた表現については、例えば『雨が降ってきたので、傘を差した』のように、誰でも使うような表現は著作物ではないということになります。」

葵「そういう文章を書いて、著作権侵害とか言われても困っちゃう。」

天の声・男性「そうですね、困ってしまいますね。
今回の件もそもそも元になる絵がないので、似ているのはタッチや色合いだけということですね。
そうした画風には著作権が及ばず、画風が共通するだけでは著作権法で保護される範囲ではありませんので、著作権侵害になりません。
こうした勘違いから起こっているSNSでの炎上などに、安易に乗ってはいけませんよ。」

直哉「よかった、まだ拡散する前で・・・」

香澄ニヤけながら

香澄「ふたりとも、パクリパクリって言って盛り上がったよね〜。」

葵と直哉「気をつけませう。」